

徳島市農業委員会総会 議事録

| | |
|-------|---|
| 1 とき | 令和5年4月25日(火) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時45分 |
| 2 ところ | 徳島市役所 13階 大会議室 |
| 3 議長 | 会長 川人 泰博 |
| 4 出席者 | <p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 学 8番委員 中川 敏明 10番委員 安淵 和子 11番委員 松浦 義幸 13番委員 坂東 賢二 15番委員 笹田 孝 16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎</p> |
| 5 欠席者 | <p><農業委員></p> <p>2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 10番委員 佐々木 永薫 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>4番委員 宮本 隆美 9番委員 増井 孝重 12番委員 森 政雄 14番委員 兼田 博行</p> |
| 6 欠員 | なし |
| 7 議事 | <p>付議案件 (全体議案)</p> <p>第1号議案 令和5年度 業務推進の基本方針について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度予算について 2. 令和4年度決算見込について 3. 令和4年度主要業務の概要説明 <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について <p>(農地関係議案)</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定および指令書の交付について |

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について5. 農地法第18条第6項の処理について6. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について7. 農地であることの証明について8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について9. 転用届出の取消について（4条届出）10. 転用届出の訂正について（5条届出）11. 転用届出の取消について（5条届出） |
|--|---|

(開会 午後3時)

事務局 お待たせいたしました。令和5年度最初の総会開催に先立ちまして、徳島市農業委員会憲章を朗読いたします。お手元の総会議案書をめくっていただきまして最初のページを御覧ください。私が「ひとつ」といいましたら、その後、御唱和ください。

全委員 【農業委員会憲章を唱和】

事務局 御唱和ありがとうございました。ただいまから、令和5年度徳島市農業委員会4月定例総会を開会いたします。開会に当たりまして、川人会長から御挨拶を申し上げます。

川人会長 【会長あいさつ】

事務局 ありがとうございます。本日は来賓として、内藤市長に代わり折野好信第二副市長に御臨席いただいております。それでは、御祝辞を頂きたいと存じます。よろしく、お願いいたします。

第二
副市長 【祝辞】

事務局 ありがとうございます。折野第二副市長におかれましては、この後、公務がございますので、ここで退席されます。本日は大変お忙しい中、御臨席をいただき誠にありがとうございました。それでは、前の席を少し移動させていただきますので、今しばらくお待ちくださいませ。

それでは、再開します。本日の議長は川人会長が務めることとなっておりますので、進行をよろしく願います。

議長 それでは、ただいまより、議事を進行して参ります。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える15名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号2番岸本昇委員、議席番号3番天羽俊文委員、議席番号10番佐々木永薫委員、議席番号19番市岡沙織委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号18番政岡茂委員と、議席番号8番久米裕純委員の両名を指名します。よろしく願います。

それでは、議事に入ります前に、ここで事務局の職員紹介をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局の説明】

議長 ありがとうございます。それでは、議事に移ります。本日の案件は、先に通知いたしましたとおり、新年度最初の総会ということでございまして、第1号議案は令和5年度業務推進の基本方針についてであります。この第1号議案について、事務局に説明を求めます。

事務局 第1号議案令和5年度業務推進の基本方針について御説明いたします。
【説明】

御審議のほどを、よろしくお願ひいたします。

議長 この案件について、御質疑がありましたら、御発言を願ひます。

全委員 発言なし

議長 それでは、採決をいたします。第1号議案の令和5年度業務推進の基本方針について原案どおり、決定してよろしいか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということでございますので、本案件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

- (1) 令和5年度 予算について
- (2) 令和4年度 決算見込について
- (3) 令和4年度 主要業務の概要説明

の3件については、関連事項でございますので、まとめて事務局から説明します。

事務局 報告事項を御説明いたします。

【説明】

以上のとおり、報告事項の説明を終わります。

議長 ただいまの予算等の報告について、御意見等はございませんか。

全委員 発言なし

議長 無いようですので、続いて協議事項に移ります。

令和5年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の協議事項の資料をご覧ください。

令和5年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標案について、説明いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進」といった農地の利用の最適化の推進が必須業務とされております。国は、この最適化活動を推進するため、農業委員会全体の目標と、担当区域ごとの目標を設定するよう求めています。このうち、農業委員会の目標については、令和5年3月総会においてご決定いただいておりますので、本日は、委員の担当区域ごとの各目標を決定いただくものです。具体的な目標は2ページに掲載しておりますが、1ページでその概要を説明いたします。

設定する目標は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの活動に係るものです。

まず、1の「農地の集積にかかる目標」では、認定農業者・認定新規就農者等の担い手への新規集積面積について、農業委員会全体の令和5年度の目標値163haを、各区域の市街化調整区域面積の全体に占める割合で按分したものとしております。

す。なお、委員会全体の163haは「B」の説明にありますように、県の基本方針における、本市の目標集積率を基に算出したものです。

2の「遊休農地の解消にかかる目標」は各区域の緑区分草刈り程度で耕作が可能となる遊休農地の解消目標です。解消面積については、令和3年度の利用状況調査における、各区域の遊休農地の5分の1の面積としております。この5分の1というのは、令和4年度から5年間で解消するという国から示されたものとなります。また、前年度新規発生分の解消面積については、各区域で前年度の利用状況調査において新規発生した遊休農地の面積となっております。こちらにつきましては、令和5年度内に全て解消することを目標としてまいります。

3の「新規参入の促進に係る目標」は、新規参入者への貸付等に農地所有者の同意を得た上で公表する面積のことで、令和2年度～4年度の権利移動面積の平均の1割としております。1割についても、国から示されたものです。

議長 　　ただいまの報告について、御質問、御意見等はありませんか。

全委員 　　発言なし

議長 　　特に無いようですので、引き続き、農地関係議案に移りますが、準備等がございますので10分程度休憩とさせていただきます。4時に再開します。

(再開 午後4時)

議長 　　それでは、総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　　それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。まず、議案書の表紙の裏面を御覧ください。一番上の付議案件「第3条の規定による許可申請の審議について」でございますが、これまでは、下限面積に係る資格の有無について説明しておりましたが、今総会から、新規就農者であるかの説明に変更しております。それでは、議案書1ページを御覧ください。右から2番目に「新規」という欄を設けてございます。1番案件のように○が記載されている場合は、新規就農者となっております。

　　続きまして、案件の説明をいたします。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

　　1番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後5aに至り、譲受人は対象地において、菜の花やシソの栽培を行うとのこと。なお、譲受人は新規就農者であるため、多家良地区で新規就農面談を行いました。

　　2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地4筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後156aに至り、譲受人は対象地におい

て、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後56 aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後145 aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

5番は、貸人から借人へ、後継者への一部経営移譲のために、農地1筆に使用貸借権の設定するものです。借人の耕作面積は許可後87 aに至り、借人は水稲の栽培を行うとのことです。

2ページを御覧ください。6番は譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可49 aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後122 aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後3 aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、北井上地区で新規就農面談を行いました。

第1号議案は以上8件で、対象地は、田のみ7,961㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 4月12日の午後2時45分より、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員と、譲受人側1名、事務局3名と私の8名です。譲受人は、譲渡人が所有する土地すべてを買い受けようとするもので、すでに宅地については、買い受けており居住済みです。宅地に隣接する農地で、菜の花やシソなどを栽培し出荷する計画をしています。譲受人は以前から農業の手伝いをしており、譲渡人が、健康面や経済面の不安から所有する土地を譲渡できる人を探していたことから、これを機会に農地を買い受けて、農業を本格的に始めようと思ったとのことです。多家良地区を選んだ理由は、居住する環境も良く、所有している農機具でも一人で栽培が可能な面積であったから、とのことです。結論として、今回の3条許可については、多家良地区の委員は一致して問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして8番案件新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 4月14日の午後3時30分より、8番案件で新規就農面談を実施いたしましたの

で報告します。参加者は、朝田推進委員、譲受人側2名、事務局2名と私の6名です。譲受人は、譲渡人が所有する農地すべてを買い受けようとするものです。譲受人と譲渡人は兄弟で、兄が東京に住所を移したため、北井上地区に居住している妹が農地の管理をしていたとのこと。このたび、下限面積が撤廃されたことを受け、実際に管理している譲受人に名義を変更し、農業を本格的に始めようと思ったとのこと。本案件が許可されれば、ナス・じゃがいも・エダマメ・キュウリを栽培し出荷する計画をしています。結論として、今回の3条許可については、北井上地区の委員は一致して問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が、農家の世帯分離住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天重機置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し建設業を営んでいる借人が露天駐車場として令和8年3月31日まで一時転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、土木建築業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土石の販売業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、自動車整備業を営んでおり、所有権を移転し、露天車両置場に転用するものです。本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

続きまして4ページを御覧ください。7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、土木建築業を営んでいる借人が、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済

であり、転用規模が大規模である2番、4番、5番、7案件については地区審査を実施しました。第3号議案は全7件で、地目は、田が4,339.88㎡、畑は4,603㎡で、合計が8,942.88㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地448.88㎡、駐車場・資材置場は8,494㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の松浦推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

松浦推進委員 今月13日の午後2時より、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、佐々木委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、一宮町東丁にあり、2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天重機置場に転用しようとするものです。造成については、山土で約50cm盛土した後、再生クラッシュランを15cm敷きならし、周囲を新設の擁壁で囲みます。排水については、雨水のみで地下浸透とし、地元の土地改良区からの排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、上八万地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして4番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 2月16日、午後2時30分から4番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、細川委員、兼田推進委員、笹田推進委員と私の委員5名、転用者側1名と事務局2名です。申請地は、川内町沖島にあり、2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、使用貸借権を設定して、借人が露天資材置場に転用するものです。造成については、盛土はせず、砂利を敷き詰めます。周囲には既存の擁壁があるため、そのまま利用します。排水については、雨水のみで地下浸透するということで、管轄する土地改良区の意見書および水利組合の同意書の提出があります。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして5番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 2月13日の午後2時30分より、5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、浦川推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、国府町早淵字段ノ原にあり、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、コンクリートブロックを設置し、山土で2mほど盛土します。排水については、雨水のみであり、地下浸透することによって、地元土地改良区が存在しないため、上申書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の多田推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

多田推進委員 今月11日に7番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、鎌田委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側1名です。

申請地は、国府町日開字南にあり、第2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、資材置場及び駐車場であり、造成については、隣接する農地から50cm内側に控え、道路高まで盛土します。排水は、雨水のみで、地下浸透する計画で、土地改良区が存在しないため、上申書の提出があります。結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、南井上地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願について、御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和21年ごろに農地であることに気付かず、住宅を建設し、現在も居宅として使用しているとのことでした。

1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としては、昭和47年10月24日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。第4号議案は1件で、対象地は畑のみ92㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言が無いようですので採決

いたします。第4号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書6ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により、従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が9件、再設定が10件で合計19件となっており、そのうち、賃貸借権が13件、使用貸借権が6件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から5番が、多家良地区16筆・5件、6番と7番が、不動地区16筆・2件、8番が、応神地区1筆・1件、9番と10番が、川内地区3筆・2件、11番から13番が、国府地区4筆・3件、14番から18番が、南井上地区9筆・5件、19番が、北井上地区1筆・1件、となっております。

利用権設定については以上で、田 21 筆・14,706.70㎡、畑 29 筆・28,713.70㎡の合計 50 筆・43,420.40㎡となります。

第5号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書10ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得2件受理しました。

議案書12ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許

可の決定及び指令書の交付についてです。2件許可しました。概要を簡単に説明させていただきます。本件は令和元年10月総会で営農型太陽光発電施設として許可相当とし、翌月に県の常設審議委員会に諮問した結果、作物が遮光下で生育する根拠についての指摘を受け、保留となっていました。この度、その是正された書類の提出があり、再度諮問したところ、許可相当である旨の答申があったため、許可を決定し、指令書を交付しました。

13ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。14ページに渡り7件受理しました。

15ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。17ページに渡り13件受理しました。

18ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。1件受理しました。

19ページを御覧ください。6番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出についてです。1件受理しました。

20ページを御覧ください。7番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

21ページを御覧ください。8番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

22ページを御覧ください。9番は転届出（4条届出）の取消についてです。1件取消しました。

23ページを御覧ください。10番は転届出（5条届出）の訂正についてです。1件訂正しました。

24ページを御覧ください。11番は転届出（5条届出）の取消についてです。1件取消しました。報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上です。最後に、一つ申し上げておきたいことがございます。お手元に「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」の資料をお配りしていますが、これは令和元年度の、度重なる農業委員の不祥事をうけて、全国的に農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくということでの取り組みで、本委員会でも令和2年1月総会において議決したところです。

年に1度、総会での提示と注意喚起をお願いしております。改めまして、皆様お一人お一人が特別職の地方公務員であることを自覚して、綱紀保持に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年4月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は5月25日木曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。